

伊達市行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を
改正する規則を次のとおり定める。

令和8年5月13日

伊達市長 須田 博行

伊達市規則第23号

伊達市行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規
則の一部を改正する規則

(以下別紙)

伊達市行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

伊達市行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成18年伊達市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 2 条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する聴聞公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。
- 3 条例第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、聴聞公示通知書（様式第1号の2）を掲示して行うものとする。

第3条第1項中「同条第3項の規定により通知をした」を「同条第4項の規定により公示した」に改める。

第6条第2項中「主催者」を「主宰者」に改める。

第14条に次の2項を加える。

- 2 条例第29条において準用する条例第15条第4項の規定により公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く場合及び行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く場合においては、次項に規定する弁明の機会付与公示通知書に掲げる事項を表示して行うものとする。
- 3 条例第29条において準用する条例第15条第4項の規定により掲示場に掲示する場合においては、弁明の機会付与公示通知書（様式第16号の2）を掲示して行うものとする。

第15条第1項中「条例第15条第3項後段」を「条例第15条第4項後段」に改める。

第18条の見出しを「（その他）」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第2条関係）

（別紙参照）

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

（別紙参照）

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

（別紙参照）

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第5条関係）

（別紙参照）

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第7条関係）

（別紙参照）

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第10条関係）

（別紙参照）

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第12条関係）

（別紙参照）

様式第15号及び様式第16号を次のように改める。

様式第15号（第13条関係）

（別紙参照）

様式第16号（第14条関係）

（別紙参照）

様式第16号の次に次の1様式を加える。

様式第16号の2（第14条関係）

（別紙参照）

様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第15条関係）

（別紙参照）

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

聴 聞 通 知 書

第 年 月 日 号

様

（行政庁名）

印

次のとおり、あなたに対する不利益処分について聴聞を行いますので、伊達市行政手続条例（平成18年伊達市条例第12号）第15条第1項の規定により通知します。

聴 聞 の 件 名			
予定される不利益処分 の内容及び根拠となる条 例等の条項			
不利益処分の原因となる 事 実			
聴 聞 の 期 日			
聴 聞 の 場 所			
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称及び 所 在 地			
主 宰 者	職名	氏名	公開の有無 有・無

(裏)

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

様式第1号の2 (第2条関係)

聴聞公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、伊達市行政手続条例第15条第4項の規定により下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付します。

年 月 日

伊達市長

記

聴聞の件名	
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

備考 この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

様式第2号 (第3条関係)

聴聞期日変更申出書

年 月 日

(行政庁名)

住 所

氏 名

年 月 日付けで通知のあった聴聞の期日について、次のとおり変更を
申し出ます。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
変 更 理 由	

様式第3号 (第3条関係)

聴聞期日変更通知書

第 号
年 月 日

様

(行政庁名)

印

年 月 日付けで申出のありました聴聞の期日の変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

聴聞の件名	
変更前の聴聞の期日	
変更後の聴聞の期日	

様式第4号（第4条関係）

聴聞参加許可申請書

年 月 日

（行政庁名）

住 所

氏 名

次により聴聞へ参加したいので、伊達市行政手続条例第17条第1項の規定により申請
します。

聴聞の件名	
当該聴聞に係る不利益 処分につき利害関係を 有することの理由	

様式第5号（第4条関係）

聴 聞 参 加 許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

様

主宰者 印

年 月 日付けで申請がありましたこのことについて、次のとおり参加を許可します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を 所掌する組織の名称 及び所在地	

様式第6号 (第5条関係)

文 書 等 関 覧 請 求 書

年 月 日

(行政庁名)

住 所

氏 名

次のとおり資料の閲覧をしたいので、伊達市行政手続条例第18条第1項の規定により申請します。

聴 聞 の 件 名	
関覧しようとする資料	

様式第7号 (第5条関係)

文書等閲覧許可通知書

第 号
年 月 日

様

(行政庁名)

印

年 月 日付けで申請のありました資料の閲覧について、次のとおり許可します。

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 日 時	
閲 覧 の 場 所	

様式第8号 (第7条関係)

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

主宰者 様

住 所

氏 名

伊達市行政手続条例第20条第3項の規定により、次のとおり補佐人の出頭許可を申請
します。

聴 聞 の 件 名		
補 佐 人	住 所	
	氏 名	
当 事 者 と の 関 係 参 加 人		
補佐させようとする事項		

様式第9号 (第7条関係)

補佐人出頭許可通知書

第 号
年 月 日

様

主宰者 印

年 月 日付けで申請がありましたこのことについて、次のとおり出頭を許可します。

聴聞の件名		
補佐人	住所	
	氏名	
補佐をする事項		

様式第10号（第10条関係）

陳 述 書

年 月 日

主宰者 様

住 所

氏 名

伊達市行政手続条例第21条第1項の規定により、次のとおり提出します。

聴 聞 の 件 名	
聴聞に係る不利益処分の 原因となる事実	
当該事案の内容について の 意 見	

様式第11号 (第11条関係)

聴 聞 調 書

年 月 日

住所
 主宰者 氏 名 印

聴 聞 の 件 名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 代理人・補佐人 住所及び氏名	
参加人の住所及び氏名 代理人・補佐人 住所及び氏名	
職員の職名及び氏名	
聴聞の期日に出頭しな かった当事者等の住所 及 び 氏 名	
当事者が聴聞に出頭し なかったことについて の正当な理由の有無	

様式第12号（第11条関係）

（表）

聴 聞 結 果 報 告 書

年 月 日

（行政庁名）

主宰者

印

伊達市行政手続条例第24条第3項の規定により、聴聞調書を添えて、次のとおり聴聞の結果について報告します。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる 事実に対する当事者等の 主 張	
理 由	

備考 「当事者」とは、当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人をいう。

(裏)

当事者等の陳述の要旨 陳述書における意見の陳述を含む。	
職員の陳述の要旨	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき 事項	

備考 「当事者」とは、当事者及び参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人をいう。

様式第13号 (第12条関係)

聴聞調書等閲覧申請書

年 月 日

行政庁名 (主宰者)

住 所

氏 名

伊達市行政手続条例第24条第4項の規定により、次のとおり申請します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料	

様式第14号 (第12条関係)

聴聞調書等閲覧許可通知書

第 号
年 月 日

様

(行政庁名)

印

年 月 日付けで申請のありました資料の閲覧について、次のとおり許可します。

聴聞の件名	
閲覧の日時	
閲覧の場所	

様式第15号 (第13条関係)

弁 明 書

年 月 日

(行政庁名)

住 所
氏 名

伊達市行政手続条例第27条第1項の規定により、次のとおり弁明します。

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 内 容	
証 拠 書 類 の 標 目	

- 備考 1 弁明の内容の欄に記載することができないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 2 提出する証拠書類等があるときは、添付してください。

様式第16号 (第14条関係)

弁明の機会付与通知書

第 年 月 日 号

様

(行政庁名)

印

次のとおり、不利益処分について弁明の機会を付与しますので、伊達市行政手続条例第28条の規定により通知します。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時及び場所	
備考	

備考 あなたは、弁明について代理人を選任することができます。この場合、代理人の資格を証明する書面を弁明書の提出先に提出してください。

様式第16号の2 (第14条関係)

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、伊達市行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第4項の規定により、下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

年 月 日

(行政庁名)

印

記

弁明の件名	
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の日時及び場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

様式第17号 (第15条関係)

弁明書の提出期限等変更申出書

年 月 日

(行政庁名)

住 所

氏 名

年 月 日付けで通知のあった弁明書の提出期限等について、次のとおり変更を申し出ます。

弁 明 の 件 名	
弁明書の提出期限 口頭による弁明の場合、その日時	
変 更 理 由	

様式第18号 (第15条関係)

弁明書の提出期限等変更通知書

第 号
年 月 日

様

(行政庁名)

印

年 月 日付けで申出のありました弁明書の提出期限等の変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

弁 明 の 件 名	
変更前の弁明書の提出期限（口頭による弁明の場合は、変更前の日時）	
変更後の弁明書の提出期限（口頭による弁明の場合は、変更後の日時）	

様式第19号 (第16条関係)

弁 明 調 書

年 月 日

弁明録取者 職 名
氏 名 印

弁 明 の 件 名	
弁 明 の 期 日	
弁 明 の 場 所	
当事者の住所及び氏名 代理人・補佐人の住所 及び氏名	
参加人の住所及び氏名 代理人・補佐人の住所 及び氏名	
その他参考となるべき 事 項	